

平成29年度 空き家リフォーム支援事業概要

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阿賀野市では、空き家の有効活用を促進するため、地域交流拠点として空き家をリフォームする場合や売買又は貸借を行うために空き家をリフォームする場合の工事費の一部を補助します。
受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年 4月17日～12月28日（土・日・祝日除く） <ul style="list-style-type: none"> ・ただし予算枠に達した場合、受付期間中でも受付を終了します。 ・事前に申請が必要です。申請時点で着手している工事や申請手続き中に着手するものは対象外となりますのでご注意ください。
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阿賀野市空き家バンク制度実施要綱に基づき、空き家バンクに登録されている住宅を所有している方。 ○ 市税、国保税、下水道受益者負担金及び集落排水事業分担金を滞納していない方。
補助対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阿賀野市空き家バンク制度実施要綱に基づき、空き家バンクに登録されている住宅。 ○ <u>既に住宅用火災警報器が設置されていること、又は本リフォーム工事において新たに住宅用火災警報器を設置すること。</u> ○ <u>下水道及び集落排水供用開始区域内の住宅については、既に下水道及び集落排水へ接続している又は改修工事において下水道及び集落排水へ接続する住宅。</u> ○ 店舗・事務所併用住宅の場合は住宅部分のみ補助対象とする。 ○ 貸借または売買の相手方が確定している住宅。
補助対象とならない住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に本事業の対象となった住宅
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費が20万円以上でかつ、他の市補助制度の対象となる部分を除く次の工事。 <ol style="list-style-type: none"> (1)住宅の修繕、補修、改修、一部改築及び増築。 (2)壁紙の張り替え、屋根、外壁の塗り替え。 (3)住宅の防犯用設備、もしくはフェンスの設置等の防犯機能の付加又は強化。 (4)下水道・集落排水への切替え。(台所、浴槽、便所等水回りの汚水等をすべて下水道に接続する。) (5)屋根の葺き替え。(地場産瓦使用の場合、他の補助制度の上乗せあり。) (6)風除室、サンルームの設置。(屋根、壁で囲まれているものに限る。) (7)住宅の増改築に伴う支障物の撤去、移動 (8)下水道工事に伴う植木や庭の撤去、復元 (9)防犯の目的で生垣を植える工事 ○ 上記対象工事に伴う器具類 <u>※ただし、器具のみの取替えや設置は対象外。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・対象器具の例（省エネタイプが望ましい） LED照明器具・給湯器・換気扇・システムキッチン・冷暖房機（エアコン）等
右欄の製品等は補助の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単体で機能を発揮する製品 カーテン・既製品の家具 等
補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象工事費の1/2。ただし限度額50万円。
施工業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者は本市の地域経済の活性化のため、可能な限り市内業者の利用に努めること。
問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他詳細についてはお問い合わせください。 〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係 Tel 0250(62)2510